

「除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネ MS11」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和元年8月7日～令和元年9月5日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 3件
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

意見・情報の概要	食品安全委員会の回答
<p>急性毒性が確認できなかったから安全だ、などという判断基準はオカシイ。慢性毒性が発生しないギリギリの90日間しか試験を行わずして何故安全だなどと言えるのか？グリホサートですら、米国では発がん性が認められる判例があるのに、それよりも強力なグルホシネートが安全である訳が無いだろう。貴方方は日本人を絶滅させる気かね？貴方方自身の子供や孫の代にも禍根を残し、この日本列島に住む多くの生物種まで絶滅させて、貴方方は良心が痛まないのかね？これがTPP や日米FTA 絡みである事は知っている。だからと言って、明らかに危険な農薬である事が世界中で認められているのに、急性毒性だけで判断する必要は無いだろう。最低でも180日の試験をしてから判断するべきだ。</p>	<p>いただきました御意見は、農薬グルホシネートについてのものであり、遺伝子組換え食品の安全性評価を内容とした本食品健康影響評価の審議結果案には直接関係するものではないと考えられます。</p> <p>なお、食品安全委員会では、農薬の評価について、リスク管理機関である農林水産省が農薬登録申請時に求めている「農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）」（以下「テストガイドライン」という。）に基づく試験成績を用いて、食品健康影響評価を行ってきました。</p> <p>農薬グルホシネートにおいても、リスク管理機関から提出された、1年間慢性毒性試験や2年間発がん性試験等のテストガイドラインに基づく試験成績をもとに評価を行いました（平成25年7月29日答申）。</p>
<p>除草剤グルホシネートは、各国で使用禁止されているグリホサートより強力な除草剤成分であり、除草剤グルホシネートの利用が見込まれる作物は、重篤な健康被害を引き起こす可能性が強いため、除草剤グルホシネートを利用した後の作物に対して試験を行い、食品健康影響評価を行うべきかと思えます。</p>	

<p>Effects of Glufosinate on Environment and Human Health  <a href="https://www.academia.edu/26918002/Effects_of_Glufosinate_on_Environment_and_Human_Health">https://www.academia.edu/26918002/Effects_of_Glufosinate_on_Environment_and_Human_Health</a></p>	
<p>除草剤とセットにされた遺伝子組換え食品など、食したくありません。企業の利益を優先させて、国民の健康をリスクにさらす身のは認めないでください。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>本ナタネについては、「遺伝子組換え植物（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価を行った結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。</p>

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。